平成２５年（フ）第３１号
鹿児島県姶良市加治木町諏訪町117番地４　ステーションヒルズＫ202号
破産者　當瀬友佳理（旧姓松山）
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第２１２号
長崎県佐世保市新田町352番地　２－２棟704号
破産者　田中　紀彦
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１８９号
福島県須賀川市下宿町１番地　レジデンス・グローヴＡ―102号
破産者　武藤　賢一
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１号
静岡県周智郡森町森2226番地
破産者　内藤伊寿美
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第８３７号
大阪府富田林市旭ケ丘町10番26号　２、開始決定時の住所大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋879番地の甲
破産者　山陽設備土木こと山陽住宅設備機器こと　山口　晴夫
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８３８号
大阪府富田林市旭ケ丘町10番26号　２、開始決定時の住所大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋879番地の甲
破産者　山口美都子
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
堺市西区鳳北町２丁80番地２―607号
破産者　木村　　博
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２８９号
奈良県橿原市地黄町39　シャルム203号室、開始決定時の住所奈良県橿原市曽我町756番地の７
破産者　須藤通信工業こと　須藤　秀夫
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
奈良県香芝市磯壁５丁目８番10―103号　松山テラスハウス、前住所奈良県香芝市磯壁６丁目611番地１　ルーチェＡ103号
破産者　松村　圭子（旧姓徳永）
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
宮城県名取市大手町４丁目24番地の２
破産者　佐藤　直美
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８３１号
宮城県塩竈市権現堂14番17号
破産者　三原　ゆき
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９１２号
仙台市太白区金剛沢３丁目９番20号
破産者　佐藤　　貢
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１２号
仙台市宮城野区平成１丁目３番37―605号
破産者　渡邉　隆宏
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３６号
仙台市青葉区上杉１丁目16番４―802号
破産者　大山　徳義（旧姓趙）
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１８８号
富山県中新川郡立山町古川114番地
破産者　山本　信彦
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０号
長野県佐久市根岸3672番地
破産者　上野　忠善
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１７７３号
愛知県津島市又吉町２丁目40番地１　加藤マンション３Ｄ、住民票上の住所愛知県愛西市渕高町足立川９番地９
破産者　鉄板焼一二三パートⅡこと　吉田　洋和
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２４７号
名古屋市守山区村前町179番地　ティファニープレイス301号
破産者　須賀　真一
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部